

再生可能エネルギー発電設備発電終了届出書

令和26年12月1日

（あて先）掛川市長

住所 掛川市掛川1番地の1

①→届出者 氏名 株式会社掛川再エネ開発  
代表取締役 掛川 花子

電話番号 0537-22-XXXX

再生可能エネルギー発電設備を用いて発電する事業を終了するので、掛川市環境と調和のとれた再生可能エネルギー発電事業の促進に関する条例施行規則第8条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

設備の名称	掛川再エネ開発1号発電所
事業区域	掛川市三俣100番地、101番地←②
事業区域の面積	1,234㎡←③
再生可能エネルギー源の種別	太陽光←④
定格出力	123.45kW←⑤
発電終了予定日	令和26年12月31日←⑥
設備撤去工事着手予定日	令和27年1月20日
設備撤去後の事業区域の取扱方針	事業区域については、土地賃貸借契約において、事業終了後は発電事業者が原状回復した上で所有者に返還することとしており、現在設置している全ての設備は適法に撤去・廃棄する。 その後、改めて賃貸借契約を締結し、再生可能エネルギー発電設備のリプレースを行いたいと考えており、現在地権者と協議中である。

本届出書には以下の書類を添付すること。

- ・連絡票

## 留意事項

- ①協議の申出は、発電事業者が行うこと。  
発電事業者が法人である場合は、主たる事務所の所在地及び代表者の職氏名を記載すること。
- ②事業区域となる地番を全て記載すること。本欄に収まらない場合は別紙に記載した上で、本欄には代表地番及び「ほか●筆」と記載すること。
- ③原則として、事業区域となる土地の面積の総和を記載すること。ただし、柵塀で囲われている等の理由により事業区域が明確である場合には、当該区域の面積を記載することも可。
- ④発電設備の原動力（太陽光・風力・バイオマス・水力・地熱のいずれか）を記載すること。
- ⑤再生可能エネルギー発電設備の定格出力を、小数第2位まで記載すること。  
複数の再生可能エネルギー発電設備を設置する場合には、定格出力の総和を記載すること。  
PCS の出力や、一般送配電事業者との接続契約容量を記載しないよう注意すること。
- ⑥本届出書の提出日から 14 日以内の日付を記載することはできないので、注意すること。